

Theodor Pütz: Grundlagen der theoretischen Wirtschaftspolitik*

Gustav Fischer Verlag, Stuttgart, 1971, 223 S.

大 政 憲 一

〔Ⅰ〕

著者 Th. ピュッツ教授は、ウィーン大学教授であり、第二次大戦後顕著になった、「一般経済政策論」への時代の関心に一石を投ずる役割を果たした人であり、また戦後西ドイツで合言葉となった「経済政策構想」を理論上の概念として位置づけた人でもある。本書は、こうした著者の長年に亘る研究成果を基礎にして、経済政策の教科書として書かれた労作である。

〔Ⅱ〕

本書の内容に入ろう。まず、本書においては、第1章「理論的経済政策の認識対象とその課題」、第2章「理論的経済政策の認識論的かつ方法論的基礎」、第3章「実践的経済政策に対する理論的経済政策の意義」まで(頁数にして15頁)が第4章以後の方法論的基礎といえよう。

第1章では、「理論的経済政策」を先ず社会経済の、従って又社会科学の一部門として規定し、従来の用語で「一般経済政策(論)」(Allgemeine Wirtschaftspolitik, Theorie der allgemeinen Volkswirtschaftspolitik)とか、「経済政策原理」(Grundlagen der Wirtschaftspolitik, Principles of Economic Policy)と言われてきたものと同義であるが、それは第2次大戦後に発展した比較的新しい学問領域であり、その発展過程において認識対象、課題、方法論については、ある程度の一致を見ているけれども、不十分である。そこで、著者は、理論的経済政策の中心問題を Zweck—Mittel—Fragen を解くことだと解し、それを細分して示しているが、大別すれば、①各目標の明確にして一義的な目標設定と、それに基づく一連の諸目標の結合関係の問題、②目標適合的な手段選択の問題、③、①及び②に関連して生ずるところの、経済政策決定主体の問題、及び④経済政策の意思形成問題。更に以上の問題がその下で遂行されるところの⑤総体経済秩序の問題である。第2章では、経済学を

* 本書は Wirtschaftspolitik—Grundlagen und Hauptgebiete—. Hrsg. von Th. Pütz, Bde 3 の第1巻である。因みに Bd 1: Währungspolitik·Konjunktur- und Beschäftigungspolitik, von E. Dürr und G. Neuhauser, Bd. 3: Wachstumspolitik·Verteilungspolitik, von J. Werner und B. Külpe である。

一つの経験科学と規定し、認識及び陳述の科学性の規準を、そこから導かれた法則の一般妥当性の経験的検証可能性に置いており、従って価値判断問題に関しても、基本的には全く M. Weber の踏襲であるが、手段選択にも価値判断が入り込むが故に、手段自体も価値判断から自由ではあり得ず、従ってただ手段選択者の事実態度や諸手段の作用連関にのみ問題を限定すべきだという点で、G. Myrdal¹⁾ や O. Morgenstern を明示してはいないけれども、彼らの見解と同一である。それ故その方法論は、目的論的問題の解決に当たって、因果論的分析連鎖を逆転させることであると考えている。第3章では、経済政策は国家の Gesamtpolitik の部分領域たることを認識した上で、経済学者は政策実践家に対し、科学の助力がなければなし得ないような、より高い合理性を有する情報を与えることができる。ただその際個々の問題ばかりでなく、歴史的具体的な経済秩序や経済政策体系の特質を把握することにより、種々の経済政策体系を持つ諸国の経済関係の、合理的形式にも役立つことが述べられている。

さて、本書の中心問題（第2章で述べた理論的経済政策の課題）に入る。第4章「経済政策の諸原則及び経済秩序の体系」では、①経済政策の原則 (Grundsätze) と目標 (Ziele) の概念規定、②経験的事実としての秩序政策の原則、③経済政策的諸原則の体系的規定、の3点について論じられている。先ず①に関しては、両者とも、自由、正義、福祉、安全といった社会的価値に基づき、それらが経済行為、経済政策行為に対し規範的性格を有しているという点で、共通性を持つことを認めた上で、《Ziele》に関しては、量的性格を持つものとして、例えば社会生産物、成長率、物価水準、国際収支、所得・財産分配の如き、経済的事態の望ましき（努力すべき）諸量、諸量関係、諸量変動、つまりは目標変数として理解せられ、《Grundsätze》に関しては質的性格を持ち、経済的秩序形成のための規準、規範 (Regeln, Normen) を把握している。

②に関しては、③の予備的段階として、実際には各秩序政策原則の歴史的発生理由とか、その果たした役割等が具体例を通して語られている。例えば、中央計画的秩序原理の意義が1950年以来認められるようになり、自由主義世界の経済計画化に影響を与えて来たこと（特にフランスの Planification）や、西ドイツの共同決定原理やユーゴの経営自治にふれている。③に関しては、秩序問題を考えるに当たり、W. Eucken²⁾ に拠りながら、市場経済的調

1) G. Myrdal, The Political Element in the Development of Economic Theory, 1955, 山田、佐藤訳『経済学説と政治的要素』春秋社、1967.

———, Objectivity in Social Science, 1969, 九尾訳、『社会科学と価値判断』竹内書店、1971, 長守善『経済政策の理論』東洋経済新報社、1957. を参照されたい。

2) W. Eucken, Die Grundlagen der Nationalökonomie 1950, 大泉訳『国民経済学の基礎』頸草書房、1958.

———, Grundsätze der Wirtschaftspolitik, 1952, 大野訳『経済政策原理』, 頸草書房、1967 を参照されたい。

整原理と中央管理経済的調整原理の区分から出発するが、このオイケンの2分法は総体経済の調整原理であっても、価値関係的な、つまり目標を具有した経済秩序を分析し、定型化するには余りにも形式的すぎるとし、国家の経済政策目標との関係（国家と経済の関係）を考慮することにより、三つの基本的経済秩序体系を導出している。

㉑自由な市場経済 (Freie Marktwirtschaft)

㉒中央管理経済 (Zentralverwaltungswirtschaft)

㉓指導された市場経済 (Gelenkte Marktwirtschaft)

ところで、著者はこれら三つ以外にも、㉒中央管理経済、の自由化(分権化)の方向を持つものを第4番目の基本経済秩序として考えうると。そしてそれらをいかに名づけるかは、第二義的な問題であると。それらに関連して、生産手段が社会化されているにも拘らず、市場経済的調整原理が作用しているものを「社会主義的市場経済」(Sozialistische Marktwirtschaft)と呼ぶのが適当だとし、それは㉒のヴァリアンツとしてではなく、㉓のヴァリアンツであろうと云う。これに対し、A. P. Lerner, O. Lange により発展させられた「競争社会主義」(Konkurrenz-Sozialismus) は㉒のヴァリアンツと解するのが適当だと述べている。

更に、これら3ないし4つの基本体系は、結局は、二つの調整原理が存在するというところから出発すると。しかし、㉓に関して具体的な経済秩序をこれら二つの要素 (Elemente) の混合として理解することは、余りに量的かつフォーマルな把握だとして、これを退け、考えうるとすれば、gespaltene Ordnung として gelenkte Marktwirtschaft を把握することだと。また、「計画経済」のイデオロギー的性格を排除するために、そして今や3基本体系のいずれもが何らかの計画要素を有しているが故に㉒に対しては、「中央管理経済」の名称が適当だと述べている。

当然のことながら、これら3(ないし4)つの基本秩序体系の下には、種々の特殊原理が存在するが、それら個別的な特殊秩序原理の体系化が試みられ、そして、これら主要な秩序体系 (Realtypen) の具体的な歴史的形態が、一方における経済計画要素の導入、他方における経済改革の形で論ぜられている。

第5章「経済政策の諸目標」では大別すれば、①実践的経済政策における目標形成、②合理的な目標規定の条件、③諸目標の順序づけ、④社会的厚生、の4点について論ぜられている。これら4つの問題を論ずるなかで、古くて新しい問題—価値判断問題—に対する著者の立場が、既述の如く、M・ウェーバーの線上に立つことが一層明らかにされていることを記しておこう。

さて、①に関しては、従来実践政等で用いられて来た諸目標を分析し、次の5目標④貨幣価値の安定、⑤国際収支の均衡、⑥完全雇用、⑦成長、⑧公正な所得分配、を抽出し、各々の実際の政策内容を論じ、それと並行して、著者が「最適消費構造」と呼ぶものを追加して

いる。

ところで、経済政策の中心問題は、一連の諸目標の最適実現を保証すべき Mittel Kombination を規定することであるが、そのためには、②の条件が必要となる。それは、一連の諸目標が①質的に一義的に形成され、しかも量的に規定されなければならない、更に③一連の諸目標は論理的に整合しうるのみならず、諸目標間の競合関係（あるいは Ziel-Antinomien, Ziel-Kollisionen, Ziel-Konflikte）が解かれていなければならない。著者は、①に関し、「公正な所得分配」なる一例によって、質的に一義的な目標規定の要求がいかに困難なものかを詳しく論じ、量的規定性については、量的政策を論ずる際の第1段階として、目標の数式的表現例を示している³⁾。③に関しては、経済学でなじみの深い生産可能性曲線、無差別曲線分析を援用してこの問題を解こうと試みている。しかし、③の問題は結局、政策決定者が次にのべる④の問題を解き得た時に決定しうることである。

ところで、ここに、経済学者は上述の研究態度よりして、諸目標間に客観的順序づけをなし得ないとしても、経験的研究を基礎にして、定型的な目標選好を確定することは可能でもあり、有意義だとし、E. S. カーシェンを参照にしながら、政策決定主体に応じた、目標の種々の Rangordnung, Präferenzskala が実証分析されている。（その際 Rangordnung を規定する要因として、①社会政策的価値、②経済的集団利益、③諸目標からの乖離状態を挙げている。）

④に関しては、厚生経済学の中でも、特に④一義的に定義し、測定可能な Welfare 概念は存在するのか？、③社会的厚生の最適化をもたらす必要条件は存在するのか？という疑問を解決しうる価値自由な規準の探究という意味で、positiv な性格を有する New Welfare Economics を中心に議論を展開する中で、それが、経済政策（論）に与えた効用〔①政策問題の客観的取り扱いの限界を批判的に意識せしめた。③幸福概念の複雑・多義性を認識せしめた。④個人の厚生函数と社会的厚生函数の関係問題の議論が、経済政策決定プロセス、社会的コンセンサス、とか政治的意思の民主的形成的可能性といった、興味ある問題を啓発した。〕とその失敗（パレート最適の前提条件の吟味を通して、社会的最適規準たらしめることの批判）を詳述している。

第6章「経済政策の手段」では、経済政策的手段（Mittel, Instrument）と施策（Maßnahmen）や手段適用方法（Methode）の区別がなされた後に、既存の文献では、諸手段の叙述の部分的一致は見られるにしても Mittel-Systematik にまでは至っていない。そこで著者は、各手段の投入場所（Ansatzorte）を基準として手段分類の体系化を行っている。二つの投入場所として、①個別経済主体及び経済政策決定主体、②個別経済的計画、を区別し、①

3) E. S. Kirschen and associates, Economic Policy in Our Time, Vol. 1, 1964, 渡部監訳『現代の経済政策』上, 東洋経済新報社, 1965を参照せられたい。

に関して、それらの行為様式を規制する (Verhaltensregeln) 手段を秩序政策的手段、Ⓣを
対象とする手段を経過政策的手段として分類している。そして、Empfehlungen (Moral
suation) の形式か、Zwang の形をとる秩序政策的法規範の総体を経済制度 (Wirtschafts-
sverfassung) と呼び、具体例の説明をしている。かかる分類から、秩序政策的手段 (他の
文献では、《構想—経過》、《質的一量的》の対比を想起せられたい) は、主として長期的性格
を、他方経過政策的手段は、既して短・中期的性格を有することが理解されよう。

秩序政策的手段の細分に際しても、それが投入される場所に応じて、① Produktionsver-
fassung, ② Marktverfassung, ③ Geldverfassung, ④ Finanzverfassung を区別し、①に関
しては、①生産手段の処分権、Ⓣ企業経営形式、Ⓡ労働者の経営参加の問題が論ぜられ、②
に関しては、市場への参入調整及び、自由な市場価格形成のメリットの分析を背景に競争促
進規範としての独禁法の実状とか、EEC, EFTA, GATT, への言及と共に、東欧諸
国の経済改革努力が語られている。③に関しては、国内面での貨幣創造規制と対外面での外
為相場調整が、国家と経済との関係の歴史の変遷に応じて、具体的にいかなる規制措置がな
されたかを論じ、④に関しては、経済体制の変動と、それに対応した社会保償の量的拡大化
傾向 (財政の補填原則) が、財政制度の経済政策的機能面からの反省を余儀なくせしめてい
ることなどが述べられている。

経過政策的手段の分類に際しても、それが個別計画の①計画与件に投入されるか、Ⓣ計画
要素に投入されるかに従って、⑤間接的経過手段と⑥直接的経過手段に細分される。⑤につ
いては、更に金融手段と財政手段が区分され、⑥については、価格統制と数量統制が区分さ
れ、それぞれ、経済秩序体系の差による相違とともに、かなり詳しく論じている。そして著
者は、⑥については、価格、数量統制と並んで、経営の立地 (Standort) 統制も、都市建
設、市民の健康、その他社会政策的価値の観点から、比較的重要であると論じている。

ところで、合理的な経済政策は、政策手段の効果が十分の信憑性を持って、予見積ること
ができる時にのみ可能であろう。かくて、第7章「手段の効果分析」では、分析に先立っ
て、前提条件の吟味がなされた後で、経過政策的手段の効果分析、の手法として、①理論的
効果分析、②計量経済の効果分析、そしてこれらと並んで、又それらを補足する形で、実際
経験的な「試行錯誤法」が論ぜられている。①に関しては、L. R. Klein がアメリカ経済の
計量経済分析のために用いた簡単なマクロ・モデルを応用して、①作用方向、Ⓣ目標整合的
な効果かどうか？、Ⓡ効果 lag の問題が簡潔に論じられているが、これらは②の計量経済
的效果分析の予備段階でもある。②に関しては、R. Frisch, J. Tinbergen によって発展さ
せられた決定モデル (Entscheidungs modelle) がモデルの応用目的に応じて、予測モデル
(Prognose modelle) と計画化モデル (Programmierungs modelle) に分けられ、前者で
は、Klein モデルの概要及び、それと Krelle モデル (西ドイツの B. Krelle のモデル) と

の主要な差違が論ぜられ、後者においては、簡単なリニアの Programmierungsmodelle の例解が示されている。更に計量経済モデルの予測、計画能力の限界（モデルの条件に対応した）等も論じられ、それを補足する形で試行錯誤法のメリットが語られている。

他方、秩序政策的手段の効果分析に当っては、その本質が Verhaltensregeln という質的性格の故に、上述の量的効果分析手法を用い得ない。従って、現在の社会科学の発展段階では、Jöhr が指適した如く本質的にはただ《Schätzurteil》の性格を有することはやむを得ないと。そのことが、秩序政策的手段の効果分析に際しては、「試行錯誤法」の重要性を高めていると。

更に秩序政策的手段の効果分析の中で最困難なことの一つは、個々の行為規範の変動ばかりでなく、より重要な Teilordnungen の変動が体系整合的であるか否か？、又どの程度そうであるかを予測することだが、著者によれば、最近の理論的分析の発展をもってしても、これに明確に答えることはできないことが述べられている。

さて、これまでは、問題の単純化のために、経済政策決定主体——国家——が暗黙の中に前提されていたが、今やこの前提は放棄されるべきだろう。かくて、第8章「経済政策の決定」において、この問題が論じられている。ここでは主として gelenkte Marktwirtschaft における経済政策が念頭に置かれ、それ故、①目標の多元（様）性、②経済政策決定者（Entscheidungsträger）の多元性、③利害の多元性という3重の意味での多元（様）性を持つ。そしてこれらに、経済政策の3つの基本問題即ち①'目標と手段の整合性の問題、②'各経済政策決定者間での調整問題、③'統一的意識形成の問題、が対応している。①'については既述した。②'③'の問題に関連して、多元的な経済政策の合理的決定の基礎として、「経済政策構想」（wirtschaftspolitische Konzeption）を導入している。それは、「その下に経済政策決定者のすべての行為に妥当する一つの Leitbild を理解すると……そしてその核心は、生産の、市場の、貨幣制度の、そして公的予算の領域において、一般に妥当する、かくあるべき調整原理及び特殊秩序原理を規定するところの指導像（理念）にある。」と。そして又それは、この構想を適用すべき Methode [Zuredem（勧告）、Anreizen（何らかの刺激誘因を与える）、Zwang（強制）のどれかを用いる]をも規定する。これから明らかなように、Konzeption においては、個々の政策手段—目標（Ziele）の整合性ばかりでなく、Grundsätze, Methode の組み合わせにおける合理性、整合性を必要とする。

②及び②'に関しては、E. S. カーシエンの実証分析を参考にして、多様な経済政策決定者（議会、政府、行政機関、中央銀行、各種利益団体、その他）を分類し、それら間での決定機能の歴史的変動とか、特定の政策決定者に密接に附随している特定の政策手段の関係等が考察されており、またこのことから生じる経済政策等の分業的機構による専門化により、政策効率が高められることにも言及している。そして、もし各経済政策決定者が共通の

目標体系——同一の Präferenzskala——を持つとすれば、②'の問題は記述的に解明されようけれども、種々の Präferenzskala が存在する場合には、「組織の理論」の発展を待たねばならぬであろう。③'に関しては、経済政策決定に先立つ意思形成を規定する諸力（勢力）として、政党と利益団体を取り挙げ、その結合関係とか、意思形成への作用様式等が論ぜられる。そして最後に、多元的利害の調整による統一的な意思形成の方法として、④情報、⑤妥協、⑥票決の3方法が述べられている。

〔Ⅲ〕

以上が本書の概要であるが、以下、本書に対する一、二の疑問点を指摘して結びとしたい。

第1は、経済政策目標に関する価値判断問題に対するものである。ゴットルを受け継ぎ、G. Weipert らと共に、M・ウェーバーの方法論を超克しようとした初期の著者の立場⁴⁾はどう評価すればよいのだろうか？

第2は、著者の Wirtschaftsordnung, Wirtschaftssystem（この言葉は本書に散見されるが、著者もやはり、前者を理論的概念、後者を歴史的概念として理解していると思われる）が、オイケンの「経済体系」概念に近いものか、あるいは W. Sombart の「経済体制（系）」概念に近いものか？その判断をしかねる。というよりは、体系的な展開がなされていないからだと言えよう。そしてこの面の考察が余りにも序論的であること共に、「理論的経済政策」（あるいは一般経済政策）の課題を狭く限定しすぎているように思う。なぜなら、Allgemeine Wirtschafts politik の課題として、これらの考察と共に、経済政策の基本目的（目標に非ず）の考察をも含める立場も存在するばかりでなく、その重要性は一層高まっているし、高められるべきものだと思ふからである。

1972.10.5

4) 野尻武敏『一般経済政策論』有斐閣、1965、を参照されたい。